

クレア・サン保育園 重要事項説明書

2026.4 改訂

運営主体

運営者の名称	社会福祉法人 サン福祉会		
代表者名	理事長 山田 慎治		
開設年月日	昭和 51 年 3 月 25 日認可（同年 4 月 1 日サン保育園開設：現サンこども園）		
所在地	〒665-0884 宝塚市山本西 1 丁目 4 番 1 号		
電話番号	0797-82-1280		
FAX 番号	0797-88-6700		
姉妹園			
サンこども園	（姫路市白鳥台 2 丁目 28 番 1 号）	昭和 51 年開設	
わかばのもり保育園	（宝塚市山本西 1 丁目 4 番 1 号）	平成 12 年開設	
きたおおぎこども園	（神戸市東灘区青木 1 丁目 1 番 2 号）	平成 21 年民間移管	
イタミ・サン保育園	（伊丹市中央 5 丁目 2 番 45 号）小規模保育園	平成 28 年開設	
さんだのもり保育園	（三田市高次 1 丁目 1 番 4 号）	平成 28 年開設	
アマーレ・サン保育園	（尼崎市南塚口町 5 丁目 16 番 1 号）	令和 3 年開設	
	分園（尼崎市南塚口町 2 丁目 6 番 10 号ノルフィカ塚口 1 階）	令和 4 年 4 月開設	
大東保育所	（芦屋市新浜町 8 番 11 号）	令和 4 年民間移管	
エミリア・サンこども園	（姫路市飾磨区下野田 2-461）	令和 5 年開設	
サイド・サン保育園	（神奈川県横浜市港南区最戸 2-6-10）	令和 6 年開設	

クレア・サン保育園の概要

名称	社会福祉法人サン福祉会 クレア・サン保育園		
所在地	〒665-0815 宝塚市山本丸橋 2 丁目 117		
電話番号	0797-88-6224		
FAX 番号	0797-88-6234		
開設年月日	平成 31 年 2 月 1 日		
面積	1615.63 m ²	建物面積	1126, 85 m ²

職員体制

園長・主任・副主任・保育士・栄養士・調理師・事務員・用務員

クレア・サン保育園 保育理念と方針

社会福祉法人サン福祉会の運営するクレア・サン保育園は、児童福祉法に基づき就学前のこどもに対する保育、ならびに保護者に対する支援を総合的に提供する。保育にあたっては保育を必要とするこどもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために保護者や地域社会と力を合わせ児童の福祉を積極的に増進する。教育に関しては義務教育及びその後の教育の基礎を培い、小学校への円滑な接続に努める。尚、児童の福祉を積極的に進めるために職員は、園児との信頼関係が十分に築かれるよう豊かな愛情を持って接し、児童の人格形成の基礎を培うために知識の習得と技術の向上に努める。

【理念】未来を担う子ども達のために、今の我々ができる最善を尽くす

【保育方針】のびのび元気に遊ぶ 元気・勇気・根気のある子ども 自尊心・協調性のある子ども

【保育の基本方針】

1. 子どもの健康と安全を基本にして保護者の協力の下に家庭養育の補完を行う
2. 子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る
3. 心身ともに健康な子どもを育成し、保育所保育指針に掲げる幼児期に育って欲しい 10 の姿へ繋げる
4. 社会的責任を果たすべく役割をすべての職員が理解し地域に根付いた施設となるように努める

クレア・サン保育園の特色

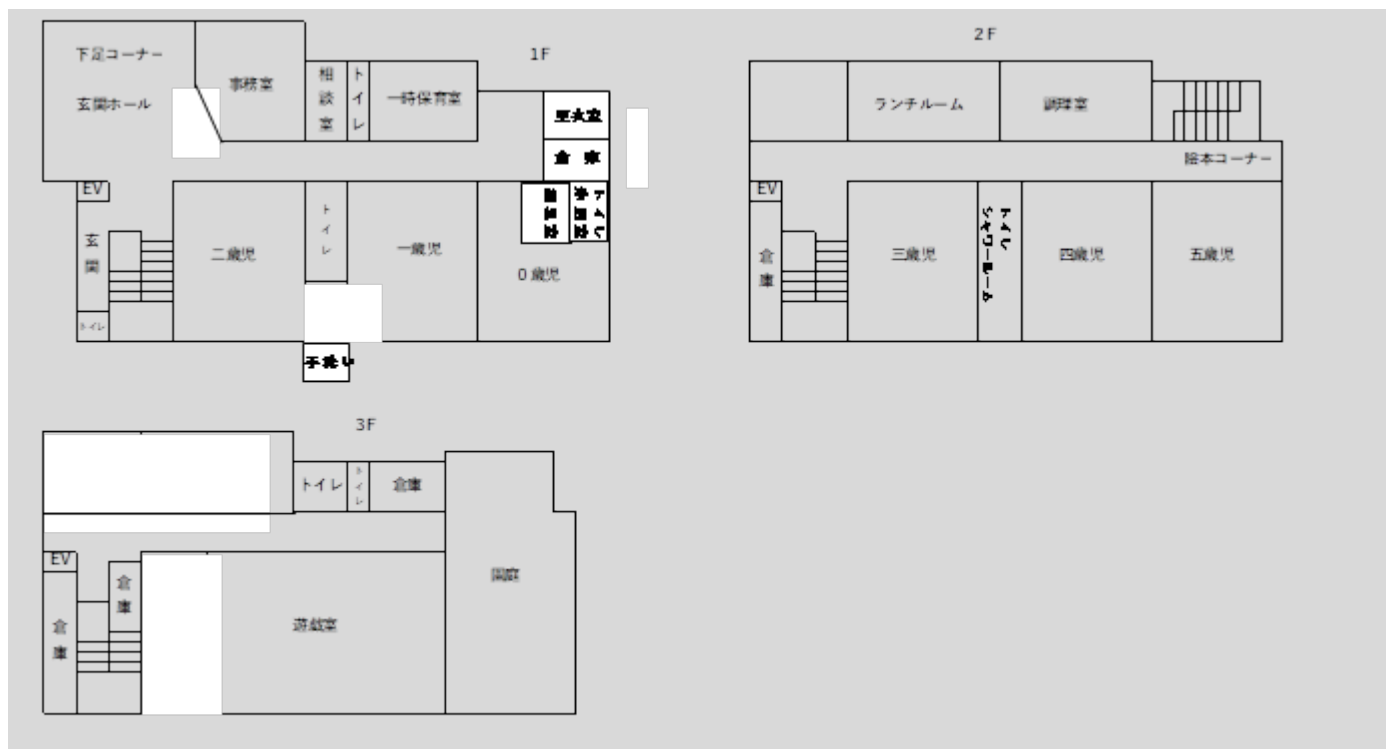
クレア・サン保育園のクレア(crea)とは、『創造する』『創り出す』という意味である。

クレア・サン保育園で過ごす子どもたち一人ひとりの個性を引き出し、子どもの考える発想や想像力を最大限に活かした保育を展開していく。活動に見通しを持ち、自分の力で考え行動に移せるよう、「自主性」を養っていくとともに、色々な「体験」を通し、子どもの興味や関心を広げ、やってみよう！とする意欲を育む保育を行う。

各年齢別保育目標

- 0歳児「機嫌よく過ごす」・・・こどもが安心してすべてのを委ねることができる保育者の存在と、落ち着いてゆったりと過ごすことができる保育環境の中で、個別性を重視されながら過ごす。
- 1歳児「満足して過ごす」・・・自由になった手と足を使い、自ら外界に働きかけ、反応や結果をみて、また働きかけようとする好奇心を育てる。ものにふれ、探るおもしろさ、楽しさ、不思議さなどを存分に味わい、探索欲求を満たしていく。
- 2歳児「自分を出して過ごす」・・・なんでもひとりでしたがるとともに「自分です」と、意思を言葉で表そうとする主体性を育む。あるがままの自分を大人に受容してもらうことで、安心して自己発揮できるようになる。
- 3歳児「認められていることを感じて過ごす」・・・やればできるんだという自信に似た感覚をもちながら、ひとりでじっくりものごとに集中し、自分の世界を開拓していく。あそびや生活の中で、友だちや保育者に認められ、励まされることで、いっそうの自立への意欲を高めていく。
- 4歳児「愛されていることを感じて過ごす」・・・おとなの評価に敏感になり、自らも社会的ルールを見い出し、それに従って判断するようになる。自分をみていてくれる大人の存在に安心しながら生活をすすめていく。周りの人としっかり結びつきたいという欲求が生まれることで、友だち集団で遊ぶことを喜ぶ。
- 5歳児「自信をもって過ごす」・・・見通しをもって行動し、目標を持ってとりくみ、達成感を味わうことを積み重ね、自律能力を育てていく。生活や遊びを課題的、創造的に展開していくことで自信に支えられた一段高い自立に到達する。

園舎見取図



保育を提供する時間

施設開園時間 7:00～20:00		
保育時間	標準	短時間
	7:00～18:15	8:30～16:30内で 保護者が必要とする時間
延長保育時間・預かり保育時間 ※別途追加料金が発生します	18:16～20:00	7:00～8:29 16:31～18:15
提供する曜日	月曜日～土曜日	
休園日	年末年始（12月29日～1月3日）及び日曜・祝日 国民の休日	

※お仕事がお休みの場合は家庭保育のご協力をお願い致します。

ただし、通院やリフレッシュ等の理由で保育を希望される場合はご相談ください。

一日の流れ ※一日の流れはおおまかなものになります。

7:00	開園 順次登園 合同保育
8:00	各クラスに分かれる 自由遊び
8:45	朝のおやつ（0～2歳児）
9:30	登園完了・朝の会・各クラス設定保育 製作活動や散歩、園庭遊び
10:30	0歳児から各クラス順次給食開始
11:00以降	0歳児から各クラス順次午睡（5歳児は秋ごろより午睡なし）
14:30	起床
15:00	おやつ
15:45	終わりの会・順次降園 自由遊び
18:16以降	延長保育（有料）おやつ
20:00	閉園（全員降園次第 閉園）

クラス案内 ※下記の人数に緊急枠が追加される場合があります

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
クラス名	さくら	もも	ばら	ちゅうりっぷ	ふじ	ゆり
定員	9名	15名	24名	24名	24名	24名
保育士数	3人	3人	4人	2人	1人	1人

費用について

保護者の方は、入園後以下の費用について負担をお願いします。

月の利用者負担 0～2歳児…市から定められた保育料+給食費 3～5歳児…給食費

- 1 保育料 3歳児クラス以上は無償化のため、利用者負担額はありません。
0～2歳児クラスは認定区分ごとに保育認定を受けた市町村が定める保育料がかかります。
- 2 主食費・副食費について（3歳児クラス以上） 1か月 主食費：1300円 副食費：4700円 計6000円
副食費については、世帯の所得状況や多子等により免除される場合があります。

※昨今の物価高騰を受け、年度途中での金額改定をさせていただく可能性がありますことをご了承ください

3 延長保育料

《延長保育の種類》

●月極延長保育（申込書が必要となります）

	18：16～19：00	18：16～20：00
0～2歳	保育料の8%	保育料の19%
無償化対象	4,000円	8,000円

●スポット延長保育

全園児対象となり、その日その日で申し込み可能です。コドモンまたはお電話にて申しこんでください。

月末に総合計を清算し保育園にお支払いいただきます

毎月、スポット延長保育を利用される場合は月極延長保育に切り替えていただく場合があります

18：16～19：00は15分毎に250円、19：01～20：00は15分毎に500円、

20：01からは15分毎に1000円を徴収させていただきます（20時以降のお迎えが繰り返される場合は延長保育の利用停止をさせていただきます）

全園児 例：延長月極申請を していない場合	18：16～18：30	18：31～18：45	18：46～19：00
	250円	500円	750円
	19：01～19：15	19：16～19：30	19：31～19：45
	1,250円	1,750円	2,250円
	19：46～20：00	20：01～	
	2,750円	15分毎に1000円	

※20：00の閉園時間を過ぎての利用を繰り返される方は延長保育の利用を停止させていただきます

（保育短時間型）

7:00～8:30

15分ごとに¥250がかかります。

16:31～18:15

※無償化対象の方は18時15分までは料金がかかりません。

4 入園時に購入いただくもの

スポーツ振興保険（1年ごと）	300円	誕生日会用品（1年ごと）	400円
園内帽子	2970円	合計	4110円
プリントばさみ	440円		

※ 物価高騰や税率の変動、業者の価格変更により、年度途中で金額が変更になる場合もあります。

5 クラス用品代

2歳児（ばら組）	のり（260円） スモック（2,100円）	合計	2360円
3歳児（ちゅうりっぷ組）	制服一式（6600円） 出席帳・シール（750円） はさみ（520円） クレヨン（800円） お道具箱（1040円） 粘土・粘土ケース・粘土板（1,280円） マーカー（910円） 自由帳（370円） なわとび（570円）	合計	12840円
4歳児（ふじ組）	鍵盤ハーモニカ（6000円） 出席帳・シール（750円）	合計	6750円
5歳児（ゆり組）	出席帳・シール（750円）	合計	750円

- ※ 4・5歳児クラスからの入園の方は、2歳児クラスからの用品もご購入いただきますのでご了承ください。
- ※ 上記のほか幼児クラスは行事費（観光バス代・施設利用料等）の一部をご負担いただきます。
- ※ 物価高騰や税率の変動、業者の価格変更により、年度途中で金額が変更になる場合もあります。

6 支払い方法

- ・コドモン内で引き落とし口座を登録していただきますので、主食費・副食費は当月払い、延長保育代や保育用品の購入物は翌月払いとなります。（毎月20日の引き落としとなります）
- ・引き落としできない場合は翌月にお支払いいただきます。

健康診断の実施

- ◇ 内科健診 全年齢対象に年2回（春と秋）実施
- ◇ 歯科検診 全年齢対象に年1回（春）、途中入園児のみ実施（秋）他、歯科相談を秋に全園児対象に行う
- ◇ 耳鼻科健診・眼科検診 年1回実施（春）
- ◇ 発育測定 毎月、身長・体重の測定を行います。

嘱託医

内科	ひろもとクリニック	Tel 0797-80 - 1111
	〒665-0874 宝塚市中筋5丁目13-12 フィオーレ	
歯科	あが歯科	Tel 0797-71 - 0418
	〒665-0022 宝塚市野上1丁目1-24 逆瀬川西口ビル2階	
耳鼻科	中村耳鼻咽喉科	Tel 0797-84-8733
	〒665-0852 宝塚市売布2-3-18	
眼科	横山眼科	Tel 0797-85 - 1562
	〒665-0861 宝塚市中山寺1-4-14 逆瀬川西口ビル2階	

病院受診に関して

園での生活は、新しい場所や遊び、友達との関係も様々になります。大きなけがにならないように十分気をつけていますが、万が一けがをしてしまった場合は、下記のとおりとさせていただきます。また、治療費等は園加入の保険（日本スポーツ振興センター 災害共済給付）にて対応いたしますのでご了承ください。

- a. 保護者の方に状況とけがの状態を連絡し、嘱託医または園児のかかりつけの病院に行きます。
（縫合、麻酔等を行う場合は、保護者の方に再度確認を致します。）
- b. けがの状態やお子さまの年齢、症状によっては病院に同伴していただく場合もあります。
- c. 通院を必要とする場合は保護者の方に通院していただくようお願いいたします

警報等発令時または非常災害時の対策

<警報発令時>

宝塚市内に発令された警報等の種類	保育園の対応
何らかの警報が発令された場合	・保育園は通常保育 ・ただし速やかにどなたかがお迎えに来られる態勢をとっておいてください ・状況により給食が提供できなくなることがあります ・保育の途中であっても、やむを得ず迎え要請をする場合があります
何らかの特別警報が発令された場合	・朝7時の時点で発令されている場合は休園 ・保育中に発令された場合はお迎えを要請します ・10時までに警報が解除された時点で、お仕事利用に限り通常保育に切り替わる場合あり
避難勧告 避難指示の発令時	・朝7時の時点で発令されている場合は休園 ・保育中に発令された場合はお迎えを要請します ・保育園が危険であると判断した場合は安全に配慮しながら指定避難場所に避難します (指定避難場所：長尾南小学校) ・10時までに警報が解除された時点で、お仕事利用に限り通常保育に切り替わる場合あり

<大規模な地震発生時>

宝塚市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合

17:00～24:00までに発生した場合	翌日、臨時休園にさせていただきます場合があります
24:00～7:00までに発生した場合	当日、臨時休園にさせていただきます場合があります
保育中に地震が発生した場合	子どもたちを安全な場所に避難誘導させた後で、全ての保育活動を中止し、臨時休園とします 保護者への引き渡しを行います

※被害の状況によっては、臨時休園の期間を延長する場合があります

安全対策

- 1 こどもたちが安心して過ごせるように、日々安全点検・訓練を実施しています。
 - ・避難・消火訓練の実施 毎月1回実施
 - ・防犯訓練の実施 年に2回実施 ※不審者侵入を想定した訓練を行います（通報訓練も同時に行う場合があります）
- 2 不審者侵入など防犯対策として、県警ホットライン、火事から身を守るため、火災報知器を設置しています。
- 3 緊急の場合に備えてAEDを設置し、職員はAEDの救急訓練を受けています。
- 4 外門扉は暗証番号で開錠できるようになっています（暗証番号は年度ごとに変更させていただきます）
- 5 登園降園時には保護者の皆様に「保護者証」の提携をお願いしています

給食・おやつについて

- 1 健全な発育に必要な栄養をとるために、バランスの取れた献立を作って毎月のお便りでお伝えしています。
- 2 基本的に平日は手作りおやつを食べます。
- 3 医師の診断を受けて、必要な場合には食物アレルギーなどの対応食も提供しています。
- 4 園外行事や非常災害時、感染症拡大等の状況によって給食等が提供できない場合は、お弁当の持参をお願いすることがあります。

※給食（昼食）の賞味期限は12時半までになります。以降は給食の提供はできません。

※離乳食は「食材段階表」に基づいて、家庭と園とで摂取食材を確認しながらお子様に無理のないように進めます。

※感染症蔓延時、地震などの非常災害時は給食の提供が長期間に渡り出来ない場合があります。

※園行事の日や調理室消毒の日は給食の提供ができない場合がありますので、お弁当を持参してください。

アレルギー対応について

- 1 保育園での給食を摂取するにあたり、医師に記入がする「食物アレルギー生活管理指導表」の提出が必要になりその表をもとに保育園での給食提供となります
- 2 年度ごとの提出となりますのでお手数ですが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします
アレルギー除去を解除される場合も医師の診断に基づき、生活管理指導表へ記入をお願いしています
- 3 医師の指導の下、負荷試験を病院や家庭で行った場合は、できるかぎり保育園への登園は控え、ご家庭で経過観察をしてください
- 4 食物アレルギー対応の給食提供につきましては、完全除去食もしくは代替食物での提供になります。
- 5 除去食を提供する場合は、事前に配布する献立表に栄養士が該当食品にラインをひいていますので、必ずご確認頂き「提供可能」の保護者サインをしてください。
- 6 アレルギー物質によって、除去対応が出来かねる場合はお弁当の持参をお願いすることもあります。

留意していただく点

- 1 登降園について
 - ① 登園は9:30 までにお願いいたします。
 - ② 登園降園時は常に保護者証をご持参ください。(首からぶら下げて入館して下さい。)
 - ③ 当日の欠席や登園が遅れる場合は9時までにコドモンにてご連絡ください。
 - ④ お迎えの方が変更になる場合は、保護者から園に連絡をしていただき「誰が」「何時に」来るかをお知らせください。(連絡がなく、確認が取れない場合はお子さまをお渡しできない場合がございます。)
 - ⑤ 新入園児のお子さまは、慣れるための保育の期間が一週間～二週間程あります。(お子様の状況に合わせます)
 - ⑥ 予防接種を受けた日はお子様の安静を保つため保育園へのお預けは控えてください。
- 2 持ち物、衣服、衛生面について
 - ① 全ての持ち物名前を記入してください。週末は記名が薄くなっていないか持ち物を確認してください
 - ② フード付きの服や、スカートズボン、チュニック等の服は、活動の妨げになり危険なので控えてください。
 - ③ アクセサリーは園内に身に付けたり持ってきたりしないでください。(カチューシャ・ヘアピン・ミサンガなど)
 - ④ おやつやおもちゃは一切持たせないでください。かばんにキーホルダーをつけたり、持ち物にキャラクターのシールを貼るなども、紛失やトラブルの原因になるので控えてください。
 - ⑤ 朝食は必ず家で食べてくるようにしましょう。
欠食のままの登園は低血糖による貧血や熱中症を引き起こしてしまう可能性があります。
 - ⑥ 食物アレルギーのお子さまもいるので、園内に食べ物を持ち込まないでください。
 - ⑦ 爪はこまめに切って、清潔な状態にしておいてください。＊毎週月曜日に爪チェックをします
 - ⑧ 髪の毛の長いお子様は必ず髪を結んであげてください(しらみ感染の予防にもなります)
目に髪の毛のかかる場合は視界の妨げになりますので、結んであげてください。
 - ⑨ 嘔吐・下痢などで汚れてしまった衣服や布団は二次感染を防ぐために、そのままご返却いたします。
ご了承ください。

3 その他

- ① 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の方に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。
- ② ご自身のSNS等にお子様以外の園児やその保護者、保育園関係者が写らないようにしてください。

変更に関する連絡方法について

- 1 園へ提出された情報に変更がある場合は、早急に園にご連絡ください。
(直接市役所へ連絡した場合や、書類を提出された場合も必ず園にもお知らせして下さい)
※提出が必要な届け出→妊娠届・出産届・長期欠席届・家庭状況変更届(引っ越し、結婚・離婚など)
退園申請書・転園申請書・休日保育利用申請書・延長保育利用申請書(利用・停止・取り消し等)
- 2 勤務先・住所・氏名・電話番号の変更は、早急に担任もしくは事務所までお知らせください。
- 3 緊急連絡先が日によって異なる場合は、必ず当日ごとの緊急連絡先をコドモンにてご指定下さい。
- 4 退園される場合は、遅くとも前月 10 日までにお申し出ください。(届出用紙は園にあります)
申し出が遅い場合、翌月の費用が必要になる場合もあります。

年間行事

4月に年間行事予定表を配布します。保護者参加行事の詳しい日程は年度初めにお知らせいたします。

◎印は保護者参加行事になります。

四月	◎入園式（新入園児のみ） ◎重要事項説明会（全クラス） ◎クラス懇談会（全クラス） 春の遠足（4・5歳児）	十月	◎運動会（2～5歳児） 芋ほり（4・5歳児）
五月	春の遠足（3歳児） ◎参観週間（全クラス）	十一月	秋のバス遠足（3～5歳児） 秋の遠足（2歳児） 秋の各種健康診断（全クラス）
六月	春の各種健康診断（全クラス） プール開き（プール・水遊び）	十二月	◎乳児生活発表会（0～2歳児クラス） おもちゃつき会（全クラス） クリスマス会（全クラス）
七月	七夕会（全クラス） お泊まり保育（5歳児）	一月	お正月遊び（全クラス）
八月	◎夏まつり（全クラス） 夏の合同あそび（幼児クラス）	二月	豆まき（全クラス） ◎幼児生活発表会（3～5歳児クラス） ◎次年度新入園児重要事項説明会（新入園児のみ）
九月	◎おじいちゃんおばあちゃん参観日（全クラス）	三月	ひなまつり会（全クラス） おわかれ遠足（2～5歳児） 5歳児おわかれ会（全園児） ◎卒園式

※ 予定は変更になる場合があります

※ その他…毎月、誕生会（誕生児の保護者は参加）・避難訓練・発育測定をしています

※ 個別懇談はご希望の方対象に随時受け付けています

※ 近隣保育園・小学校との交流、トライやるウィーク・体験保育の受け入れなどを行っています

地域支援・子育て支援の取り組み

- 一時預かり保育 月曜日～金曜日の9：00～16：00に実施
(利用料 0歳児 2800円/日 1・2歳児 2400円/日 3～5歳児 2000円/日)
※未就学児対象 一時的に保育を必要とされる方が利用できます。
 - クレア・パーク 毎週火曜日 10：00～11：00（事前予約不要） 行事等によって中止する場合があります
※未就園児親子対象
遊戯室や園庭を使って遊んでいただきます
 - 3つぼみのひろば 月1回程度（要予約）
※未就園児親子対象
園行事に参加したり運動遊び、造形遊び、ふれあい遊びなどを行います。
 - ベビーマッサージ 月1回程度（要予約）
※生後1か月～1歳までの親子対象
ふれあい遊びを交えたベビーマッサージを行います。季節ごとの製作などもいたします。
 - 育児相談 随時（要予約） 地域の子育てに携わるすべての方々を対象とし、個別育児相談を行っています。
 - 乳児等通園支援事業 毎週月～金曜日 9：00～12：00の間で実施
※0～2歳児対象 一日3組の利用となります（利用料 1時間300円）
一時保育を利用しているお子様と一緒に過ごします
- ☆緊急時の対応は一時保育、乳児等通園支援事業ともに在園児と同様になります

令和8年度 新学期、新入園の際にご用意頂く物

クレア・サン保育園

	0歳児 さくら組	1歳児 もも組	2歳児 ばら組	3歳児 ちゅうりつ組	4歳児 ふじ組	5歳児 ゆり組
《ご協力ください》						
雑巾（未使用の物）3枚	○	○	○	○	○	○
おしりナップ 4個	○	○	○	/	/	/
ティッシュ箱 1箱	○	○	○	○	○	○
45L ゴミ袋（半透明）1セット	○	○	○	○	○	○
《初回のみお持ち頂く物》						
ミルク缶（初回のみ大缶をお持ちください）	必要な方	/	/	/	/	/
哺乳瓶（ガラスのもの）1本		/	/	/	/	/
《その都度お持ち頂く物》						
紙おむつ 適量	○	○	○	必要な方はお持ちください		
レジ袋 1 パック	○	○	○	○	○	○
《毎週末持ち帰り、週明けにお持ち頂く物》						
午睡用布団	○	○	○	○	○	○
クラスカラー帽子	○	○	○	○	○	○
上靴・上靴袋（冬季のみ）	/	/	/	○	○	○
《毎日ご用意頂く物》						
靴（3歳児以上はリュックタイプ）	○	○	○	○	○	○
コップ（プラスチック）	○	○	○	○	○	○
お箸3点セット（お箸・スプーン・フォーク）	/	/	○ 3月より	○	○	○
食事用エプロン（3枚）	○	○	○	/	/	/
口拭きタオル（3枚）	○	○	○	/	/	/
スタイ（必要枚数）	必要な方	必要な方	/	/	/	/
ハンカチ（1枚）	/	/	/	○ 3月より	○	○
ポケットティッシュ	/	/	/	○ 3月より	○	○
ハンガー	/	/	/	/	/	○
水筒（ストロー付でもOK）	/	/	○ 10月より	○	○	○
《毎週木曜日・行事の日》						
制服兼体操服・紺の短パン、半袖白ポロシャツ	/	/	/	○	○	○

※出席シール帳は園でお預かりします。月末に一度お持ち帰り頂きますので、ご確認いただき、また園にお持ちください。

購入していただく保育用品について ※価格は年度途中で変わる可能性があります

購入用品	0 歳児 さくら	1 歳児 もも	2 歳児 ばら	3 歳児 ちゅうりっぷ	4 歳児 ふじ	5 歳児 ゆり	金額
クラスカラー帽子	●	●	●	●	●	●	2970 円
プリントばさみ	●	●	●	●	●	●	440 円
お誕生会用品	●	●	●	●	●	●	400 円
のり			●	●	●	●	260 円
製作用スモック			●	●	●	●	2100 円
出席帳・シール				●	●	●	750 円
おどろぐ箱				●	●	●	1040 円
はさみ				●	●	●	520 円
クレヨン				●	●	●	800 円
マーカー				●	●	●	910 円
粘土ケース・粘土・ 粘土板				●	●	●	1280 円
自由画帳				●	●	●	370 円
鍵盤ハーモニカ					●	●	6000 円
なわとび				●	●	●	570 円
合計	3810 円	3810 円	6170 円	12410 円	18410 円	18410 円	

制服について ※3 歳児クラスから制服（兼体操服）を毎週木曜日と行事の日に着用します

	3 歳児 ちゅうりっぷ	4 歳児 ふじ	5 歳児 ゆり	価格
半袖ポロシャツ	●	●	●	3400 円
ショートパンツ	●	●	●	3200 円
合計	6600 円	6600 円	6600 円	

保護者の方との連絡ツールや保育の様子の写真・動画販売について

- ・園と保護者の方の日々の連絡方法は「CODMONコードモン」という連絡帳アプリを通して行います。
保護者の皆様にアプリ登録していただき、登園降園の時間の管理、ご家庭からのお子様の体調の連絡、園でのお子様の様子など連絡ツールとしてアプリを利用いたします。
ただ、大切な連絡や、急な連絡は口頭や電話連絡をお願いいたします。
- ・園だより、クラスだよりなどの配布物はコードモンを通して配信させていただく場合とプリントで配布させていただく場合があります。プリントでの配布物は「おたよりばさみ」にはさんでお渡しいたします。持ち帰った場合はその都度、園にご返却ください。
- ・「おうちえん」という動画アプリを通して、様々な行事の様子、クラス内での活動の様子などを配信しています。
- ・写真販売は職員が撮った写真のほかに、行事によっては「リコーそだちえ」のカメラマンが入り、活動の様子を撮影したものを販売します。
- ・動画販売は「グッディー」のカメラマンが行事の様子を撮影し、販売する行事もあります。

体調不良時の対応

＜登園後に発熱した場合＞

- 1 緊急連絡先に電話をして、お子さまの様子をお伝えします。(原則38度以上。お子さまの状況にもよります) 症状によってはお迎えに来ていただきますのでご了承ください。
- 2 お仕事をされている保護者の方の中には、お子さまが体調不良の時に登園を希望される場合もあるかとは思いますが、ご家庭での保育にご協力をお願い致します。その場合は担任まで詳しく病状をお知らせください。

＜感染症と出席停止＞

園生活は、乳幼児の集団生活の場ですので、感染症については特に配慮が必要となります。
下記のような感染症にかかったら、他の園児に感染拡大していく可能性がありますので、出席停止となります。
医師に「完治しました」との認定を受けるまで登園を控えてください。(学校保健法施行規則第19条及び20条)

病名と出席停止期間・登園許可のめやす (2024.4 現在)

【「出席停止解除証明書」が必要】

種別	病名	停止期間・許可目安
第一種	エボラ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ラッサ熱、ペスト、クリミア・コンゴ出血熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、マールブルグ病、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	第1種の感染症に罹った者については治癒するまで。
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼稚園児については3日）を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで（無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として5日を経過するまで）。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで。
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が、痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで。
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師が感染の恐れがないと認めるまで。

【「登園届」が必要】

病名	登園許可目安
ヘルパンギーナ	熱が下がり、食事も充分にできて元気な時。
マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること
溶連菌感染症	熱が下がり、抗菌薬内服後24時間以上経過していること
手足口病	解熱後24時間以上経過し、発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響なく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎	嘔吐、下痢などの症状が治り、普段の食事がとれること
伝染性膿痂疹（とびひ）	湿潤部位はガーゼなどで覆い、他児と接触しないようにしておく
帯状疱疹	全ての発疹が痂皮化してから

薬の預かりについて

クレア・サン保育園は宝塚市立保育所と同様の対応とさせていただきます。
保育園でお子様に対する投薬や薬を塗るなどの行為は原則行わないこととしています。しかし、保育中においてどうしても必要であると医師が判断した場合やむを得ない状況と考え、保育士が取り扱いできる場合のみご協力させていただきます。
薬を預かる前に・・・

- 《園児が受診する場合次の2点を主治医に伝えてください》
1. お子様が〇〇時～〇〇時まで保育園で過ごしていること
 2. 保育園では原則として薬の使用ができないこと
- 《薬を預けられる条件》
1. 主治医が保育園に登園してもよいと判断し容態が安定している
 2. 薬が医師から処方され医師または薬剤師から説明をうけた薬である
 3. 主治医が保育時間中にどうしても必要と判断したとき
 4. 主治医が第三者である保育者でも比較的安全な取り扱いとされる薬と判断したとき

- 《お薬持参についての注意事項》
1. 原則として園では、薬の投与を受け付けてはいません。しかし、やむを得ず必要な場合には万全を期すため「薬預かり書」に必要事項を記載し、薬に添えて直接手渡しで職員にお渡しください。直接でない場合は安全を考慮し投与は致しません。
 2. 薬はお子さまを診断した医師が処方して調剤したもの又は、薬局で調剤したものに限ります。
市販薬は基本的に対応できません。日焼け止めや虫よけスプレーについても同様です
 3. 慢性的病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の日常における投薬や処置については、主治医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要です。（「咳が出たら・・・」「発作が起これたら・・・」というような症状を判断して与えなければならない場合には、園としてはその判断ができませんので逐一ご連絡をさせていただきます。
 4. 園で使用する薬は一回ずつに分けて、当日分のみご用意ください。袋や容器には必ずお子さまの名前と日付を記入してください。塗り薬の場合も、原則として同様とします。一回ずつに分けることができない場合はご相談ください。
 5. 受診の際に、薬の投与の時間を「朝・夕の投薬」に出来るかの確認を行ってください。なるべく園での薬投与がないようご協力をお願い致します。

出席停止期間の基準

病 名	期 間 の 基 準
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。無症状の場合、検体採取日を0日目として5日を経過するまで。
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで。
百日咳	発熱の症状が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで。
麻疹	解熱後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好であること。
風疹	発疹が消失するまで。 （発疹後の色素沈着は登園可）
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。 （または発疹出現後7日まで）
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。 （発病後2週間後、入水禁止）
結核	排菌なく、病状により感染のおそれがないと認められるまで。（予防投与は登園可）
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
コレラ	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
細菌性赤痢	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
腸チフス及びパラチフス	医師が感染のおそれがないと認めるまで。

* いずれの疾患も、出席停止解除は医師の判断が必要です。
* 以下の疾患等については出席停止解除証明は不要ですが、罹患後登所（園）する際には登園届が必要です。

溶連菌感染症	マイコプラズマ感染症
手足口病	ヘルパンギーナ
伝染性紅斑（りんご病）	感染性胃腸炎
帯状疱疹	伝染性膿痂疹（とびひ）

2025.1 宝塚市役所保育企画課作成

【保育所用】 出席停止解除証明書
(宝塚市)

..... 保育所(園)
..... 組
氏名
病名
上記の病症で、.....年.....月.....日から療養中であったが、主要症状が消退し、出席停止期間の基準を満たしたため、.....年.....月.....日より出席停止を解除します。
.....年.....月.....日
住 所
医療機関
主治医名 印

2025.1 宝塚市役所保育企画課作成

登園届（保護者記入）

【保護者の方へ】

下記の感染症にかかり、登所（園）する際には、登園届（裏面）の提出をお願いいたします。

（なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。）

＜医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症＞

病 名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24 時間以上経過していること
マイコプラズマ感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	解熱後 24 時間以上経過し、発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	
伝染性紅斑（りんご病）	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
伝染性膿痂疹（とびひ）	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	湿潤部位はガーゼで被覆し、他児と接触しないようにする

2025.1 宝塚市役所保育企画課作成

保育所は、児童が集団で活動を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが快適に活動できることが大切です。

児童がよくかかる感染症（表面）については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断及び指示にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、施設での集団活動に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

登 園 届 （保護者記入）	
施設長 宛	
児童氏名	
病 名	
〔 〕	
令和 年 月 日	
医療機関名「 〉」	
において症状が回復し、集団活動に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。	
令和 年 月 日	
保護者氏名	印又はサイン

2025.1 宝塚市役所保育企画課作成

薬はできるだけ朝・晩にご家庭で飲ませて(塗って)ください。受診される際に主治医に保育園に通園している旨を伝え薬の処方朝晩にしてもらうようご相談ください。

(あて先)クレア・サン保育園園長

記入者氏名(

)印

印鑑は必ず押してください。押印がない場合はお預かりできませんのでご了承ください

保育中の投薬(塗る・貼る含む)を依頼いたします。

薬預かり票

太枠内をご記入ください

確認事項(受診時に必ず医師に確認してください)	『はい』に○がない場合は保育中に投薬はできません。		
	医師から保育中に投薬が必要と指導された	はい	いいえ
	医師が保育士が投薬してもよいと判断している薬である	はい	いいえ

月 日 ()		園児名			
薬の 数 全 個	① 飲み薬 (個)	いつ	食前・食後・食間()時頃・他()		
		種類	水薬()ヶ 粉薬()ヶ 錠剤()ヶ 他()		
		何の薬	風邪・咳・のどの痛み・鼻水・中耳炎・その他()		
	② 塗り薬 (個)	いつ	食前・食後・食間()時頃・他() 日～ 日まで		
		どこに	顔・手・足・体()・他()		
		薬の種類	薬の名前		
		何の薬			
	処方日		年 月 日	処方者名	
医療機関名		病院名		病院電話番号	
備考欄		薬の保管方法など			
保育園確認欄		受け取った職員サイン	飲み薬		塗り薬
			サイン	サイン	

1. 薬の容器・袋にも必ず記名してください
2. 薬は一回分に分けてお持ちください
3. 薬と薬預かり票は必ず保育士に手渡ししてください
4. 朝の受け入れ時に保育士と薬の確認を必ずしてください

予防接種について

集団生活になりますのでいろいろな感染症に会う可能性は高いです。お子様の体調や状態、ご家庭の考えに合わせて各家庭で進めてください。接種するときはかかりつけ医と相談しながらすすめてください

《予防接種後の保育園の対応》

- 1 予防接種を受けた場合は必ず受入れ担当保育士にお知らせ下さい
- 2 基本的には予防接種後当日の保育の受入れはお控えください

※ワクチン接種後に起こる副作用や副反応には生命に関わる重大なものがあります。

接種後の観察義務は接種医が接種後 30 分、その後は保護者に託され、接種当日は安静に過ごすことを望まれています。

保育園は集団生活のため完全に安静な状態を保つのは困難です。

従って、ワクチン接種後はご家庭で観察を続け、異常が見られた場合は速やかに医療機関に連絡をして下さい。

保育園での怪我について

園は子どもたちがそれぞれにかかわりあいながら、さまざまなことを試し、興味を広げ、育っていく場所です。

活動に伴うケガ（顔や歯、目のケガ、骨折等も含む）、かかわりあいに伴うかみつきやひっかき、ケンカなどは起こります。

『教育・保育施設等における事故防止ガイドライン』（内閣府、2016 年 3 月）の前文にも、次のように書かれています。「日々の教育・保育においては、乳幼児の主体的な活動を尊重し、支援する必要がある、子どもが成長していく過程で怪我が一切発生しないことは現実的に考えにくいものです。そうした中で、施設・事業所における事故（以下「事故」といいます）、特に、死亡事故や危篤な事故とならないよう予防と事故後の適切な対応が必要です」

また、保育者の職務は子どもとかかわることで育ちを促すことであり、子ども一人に保育者一人がついているわけではありません。ケガが予防できないことも多々あり、子どものケガが起こる状況全てを常時、保育者が見ているわけではありません。

保育園として事故による怪我の防止対策はしっかりと取り組んでいきますが、保育園における怪我や傷については保護者の皆様の深い理解と温かい見守りが不可欠であります。

何卒、よろしくお願い致します。

尚、基本的に怪我の相手となった園児についての名前を申し上げますが、状況や怪我の程度によっては園長判断でお伝えする場合も稀にあります。

駐車場のご利用について

●自動車の利用について・・・近隣の方は出来るだけ控えて頂きますようお願いいたします)

- ① 駐車場は白線に沿って駐車してください
車の一部が出たり、隣の斜線にまたいで駐車しないようにお願いします。
- ② 駐停車中はエンジンを必ず切り、車から離れる時は鍵を必ずかけてください。
- ③ 車から離れる際、車中にお子さまだけを待たせないでください。
- ④ 駐車場周辺は必ずお子さまと手を繋いで移動してください。
- ⑤ 駐車場が満車の場合は迂回していただきます。
- ⑥ 送迎、園への訪問以外での駐車場の利用はできません。（無断駐車があった場合は警察に連絡します）
- ⑦ 必ず、警備員の指示に従い、指定場所に駐車してから乗降してください。
- ⑧ 駐車場内であっても途中での乗降は危険ですので絶対におやめ下さい。
- ⑨ お迎えの際は、皆様ができるだけスムーズにご利用できるように迅速な車の移動にご協力ください
- ⑩ 駐車場の待ち時間がある場合でもお子様のお迎えが 18 時 16 分を過ぎた場合は延長料金をいただきます。

- ⑪ 園周辺は危険ですので必ず徐行運転をお願い致します。
- ⑫ ご近所の迷惑にならないように（大声・エンジンの空ぶかしなど）配慮いただきますようお願い致します。
- ⑬ 入出庫の際は、近隣の方が優先です
- ⑭ 一般の方に迷惑をかける路上駐車は絶対に禁止です。（発見次第、警察に通報します）
その際、延長保育にかかった場合、延長保育料が発生しますので予めご了承ください
- ⑮ 駐車場での事故・盗難等について、保育園は責任を負いません。当事者間でお願い致します
- ⑯ 駐車場で、おしゃべりや遊びは大きな事故に繋がる恐れがございますのでおやめ下さい。
- ⑰ ドアの開閉は必ず保護者が行ってください。

※一度に停められる台数に限りがございます。

なるべく混雑しやすい時間帯は避けていただきますようにご協力お願い致します。

※別紙の『駐車場利用誓約書』をご提出いただきます。

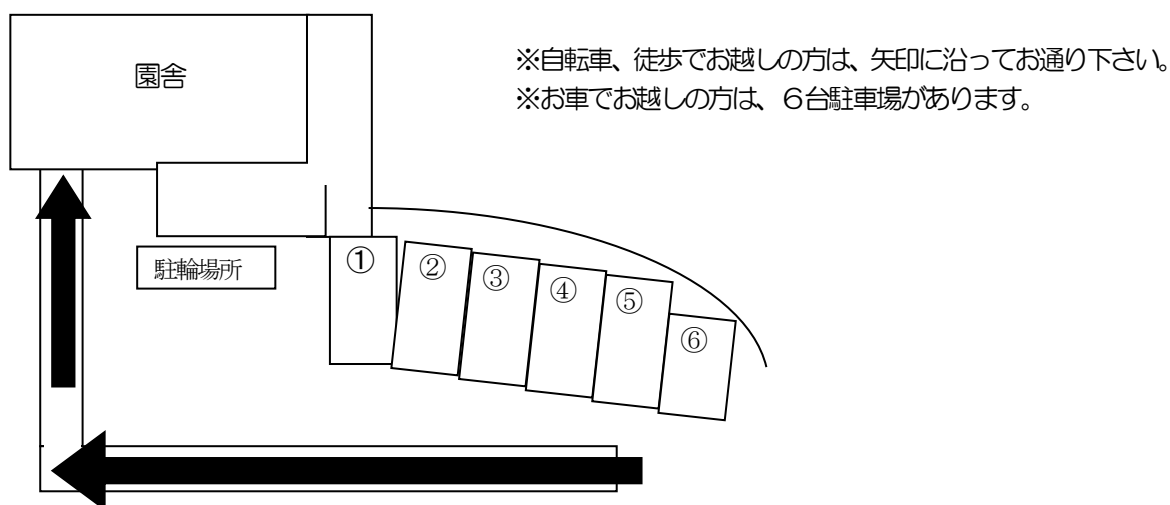
約束を守って頂けない場合は車での送迎をお断りさせていただきます。
事故に繋がらないように時間に余裕を持ってお迎えに来てください。
ルール・マナーを守り、安全に子どもたちと過ごせるようにしていきましょう。

●自転車の利用について

- ① 保育園が指定している以外の場所に駐輪しないでください。
- ② 必ずお子様と手を繋いで下さい。（飛び出し注意）
- ③ 駐輪スペースには限りがあります。短時間で送迎を終わらせ、迅速に自転車を移動させて下さい。
- ④ 自転車から離れる時は必ず施錠をし、貴重品はお持ちください。
- ⑤ 駐輪場内でのトラブル（盗難・自己・破損など）に関して保育園は一切責任を負いません。
- ⑥ 駐輪場が混雑し、延長保育にかかった場合も料金を請求させていただきます。
- ⑦ 横断歩道以外での横断は、絶対にしないでください。

●ベビーカーの利用について

- ① 必ず折りたたんで指定の場所に置いてください。
- ② 貴重品は必ず携帯してください。紛失された場合も保育園は保証致しません。
- ③ 園に置いている間に、何らかの理由で破損が見つかった場合も保育園は保証致しません。



虐待防止のための措置

- 1 当園は、入園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
 - (3) その他、入園児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- 2 職員は、入園児に対し、児童福祉施設最低基準第9条の2及び同第9条の3の規定により以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。
 - (1) 体罰等直接園児の身体に外傷を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて、長時間一定の姿勢をとるよう求める行為、及び長時間作業を継続させる行為。
 - (3) 強引に室外（屋外）に出したり、どこかに閉じ込めたりなどして叱る行為。
 - (4) 強引に腕を引いたり、連れて行く行為。
 - (5) 入園児の年齢及び健康状態からみて、不適切とされる行為。
(必要な睡眠時間を与えない。食事を与えない、又は無理やり食べさせる。)
 - (6) 乱暴な言葉を使用し入園児をけなすなど、心理的苦痛を与えること。
 - (7) 性的な嫌がらせをする行為。

児童虐待防止法遵守

職員は、入園児への虐待が疑われる場合には、入園児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関及び区市町村に通報するものとする。

個人情報の取り扱いについて

- ・本園は、就業規則や個人情報保護規程で個人情報保護の規定を定めており、それに沿って個人情報を厳重に管理します。
- ・教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- ・園児の個人情報の取り扱いにつきましては、別紙（個人情報及びその他に関する同意書）にご記入いただく内容に基づきます

苦情等の相談窓口

苦情解決責任者	園長 菅原恵子	0797 - 88 - 6224
苦情受付担当者	主任 倉本知里	

第三者委員	小松 良行	078-581-6604
第三者委員	廣田 克彦	06-6135-1200

苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、第三者委員を交えるなど一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や法人・施設の信頼の確保を図ります。

また、当園及び当園職員に対し、妥当性のない指摘や要求をする、あるいは妥当性にかかわらず不相当な言動や行動（カスター・ハラスメント）を保護者の方がした場合、警察、弁護士等の外部機関に相談し、協力をあおぎながら毅然とした対応をとらせていただきます。

災害給共済給付制度への加入について

社会福祉法人サン福祉会では、在園する園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。JSCの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

社会福祉法人 サン福祉会

社会福祉法人 サン福祉会では、在園する園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、園児の名簿を提出することになっています。下記同意書に御記入の上、わかばの保育園へ提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和7年4月1日から、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在園中は自動更新となります。保護者負担金が増える場合は、その都度お知らせいたします。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、内閣府令で定めるもの 〔学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水・異物の嚥下又は吸入による疾病・津浪による皮膚炎・外傷等による疾病・負傷による疾病〕	医療保険上の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障 害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学（園）中の災害の場合 2,000万円～44万円〕
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円（通学（園）中の場合 1,500万円）
	突然死 運動などの行為に起因する突然死（学校の管理下において発生したもの）	死亡見舞金 3,000万円（通学（園）中の場合 1,500万円）
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死（学校の管理下において発生したもの）	死亡見舞金 1,500万円（通学（園）中の場合も同額）

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長（園長）の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学（園）する場合
- ⑤ 寄宿舎にあるとき 等

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その償額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

*これはJSCの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

■ 共済掛金（年額）

保護者等負担額 300 円

※負担金額は年額です。

（さ り と り）

同 意 書

社会福祉法人 サン福祉会 殿

クレア・サン保育園

組 園児氏名

社会福祉法人サン福祉会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在園する間、上記園児が加入することに同意します。

年 月 日

保護者又は後見人氏名